

一般廃棄物の処理計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度の一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

令和 4 年 4 月 1 日

立川市長 清水 庄 平

- 1 処理区域 立川市全域及び立川市多摩川緑地
- 2 一般廃棄物処理及び減量に関する基本方針
  - (1) ごみの適正処理の推進
  - (2) 分別収集の徹底
  - (3) 事業系廃棄物の自己処理及び分別排出の徹底
  - (4) 資源のリサイクルの推進
  - (5) 不法投棄の一掃
  - (6) し尿の衛生的な処理
- 3 一般廃棄物の種類及び分別の区分
  - (1) ごみ
    - ア 燃やせるごみ 生ごみ（資源化対象のものを除く。）、紙くず、繊維くず、皮革類、落葉、小枝、板きれ、紙オムツなど
    - イ 燃やせないごみ ゴム類、せともの類、再生できないガラス、金属・ガラスなど複数の材質の混合物など
    - ウ 資源
      - (ア) 容器包装プラスチック（ペットボトルを除く。以下同じ。）
      - (イ) 製品プラスチック
      - (ウ) ペットボトル
      - (エ) あき缶類
      - (オ) あきびん類
      - (カ) 新聞・折込チラシ
      - (キ) 段ボール・茶色紙

- (ク) 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック
  - (ケ) 古布
  - (コ) せん定枝
  - (カ) スプレー缶
  - (シ) 食品関連事業者が排出する資源化対象の生ごみ
  - エ 有害ごみ 蛍光管、乾電池、水銀体温計など
  - (2) 粗大ごみ 家具・建具類、家庭電化製品（特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）に規定するもの）を除く。）、自転車など
  - (3) し尿
  - (4) 浄化槽汚でい等
  - (5) 動物の死体
  - (6) 適正処理困難物 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成5年立川市条例第18号。以下「条例」という。）第25条第1項の規定により、次のものを指定する。
    - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条に規定する特別管理一般廃棄物
    - イ 廃油
    - ウ 廃酸又は廃アルカリ
    - エ 塗料類
    - オ ガスボンベなど爆発のおそれのあるもの
    - カ 消火器
    - キ 自動車又はその部品
    - ク オートバイ又はその部品
    - ケ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）に規定するパーソナルコンピュータ
    - コ 特定家庭用機器再商品化法施行令に規定する特定家庭用機器
    - サ 蓄電池
    - シ コンクリート片、れんがなど
    - ス 土砂、石など
    - セ 家屋又はその配線、配管の改修等から発生する木材、電線、配水管、建物設備など
    - ソ ピアノ
    - タ ビルピット汚でい（し尿混じりのものを除く。）
    - チ その他市長が指定したもの
- 4 収集、運搬及び処分計画
- (1) ごみ及び粗大ごみ
    - ア 収集及び運搬の方法

(7) 一般家庭から排出されるもの

A 燃やせるごみ 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則（平成5年立川市規則第53号。以下「規則」という。）第12条の4第1項に規定する燃やせるごみ専用袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週2回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。ただし、以下に定めるものについては、燃やせるごみ専用袋のほか、透明又は半透明の袋（容量45リットルまでのものに限る。以下同じ。）に収納することもできるものとする。

a 落ち葉及び雑草等（規則第19条第1項第3号イに掲げるものをいう。）

b 育児、介護等に使用したおむつ（規則第19条第1項第3号ウに掲げるものをいう。）

B 燃やせないごみ 規則第12条の4第1項に規定する燃やせないごみ専用袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

C 資源

a 容器包装プラスチック 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

b 製品プラスチック 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

c ペットボトル 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

d あき缶類 かご等の容器に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

e あきびん類 かご等の容器に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

f 新聞・折込チラシ ひもで束ね、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

g 段ボール・茶色紙 ひもで束ね、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

h 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック ひもで束ねるか、透明又

は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

i 古布 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

j せん定枝 ひもで束ねるか、透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

k スプレー缶 中身を使い切り、透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

D 有害ごみ 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

E 粗大ごみ あらかじめ届出のあったものを、随時、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が戸別に収集及び運搬をする。ただし、同一世帯における収集は、1か月以上の間隔をあけて行うものとする。

F AからDまでにおける「あらかじめ定められた場所」に係る基本的事項は、次のとおりとする。

a 戸建住宅の場合 住宅への出入口など住宅の敷地内で道路付近にあり、かつ、収集に支障のない場所とする。ただし、住宅の敷地が道路に接していない場合、その他住宅の敷地内に適当な場所を定めることが困難であると市長が認めた場合は、この限りでない。

b 集合住宅の場合 集合住宅の敷地内で、収集に支障のない場所とする。なお、当該集合住宅の占有者は、建物又は共用階段ごとにまとめ、同一の場所に排出するものとする。

(イ) 規則第12条の4第2項に規定するボランティア袋を用いて排出するもの

A 燃やせるごみ 規則第12条の4第2項に規定する燃やせるごみ専用ボランティア袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

B 燃やせないごみ等 規則第12条の4第2項に規定する燃やせないごみ等専用ボランティア袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

C A及びBにおける「あらかじめ定められた場所」に係る基本的事項は、(ア)Fの例による。

(ウ) 事業者から排出されるもの

- A 一日平均排出量 10 キログラム以上の事業者が排出するごみ 事業者が自ら収集及び運搬をするほか、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者（以下「許可業者」という。）が収集及び運搬をする。ただし、燃やせないごみ及び粗大ごみについては産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者に、資源（ただし、せん定枝を除く。）については専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者に回収を依頼する。
- B 一日平均排出量 10 キログラム未満の事業者が排出するごみ 事業者が自ら収集及び運搬をするほか、次の方法による。
- a 燃やせるごみ 規則第 16 条の 2 に規定する燃やせるごみ用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。
  - b 燃やせないごみ 規則第 16 条の 2 に規定する燃やせないごみ用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。
  - c 容器包装プラスチック・製品プラスチック・ビニール・ペットボトル 規則第 16 条の 2 に規定するプラスチック・ビニール・ペットボトル用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。

なお、事業活動に伴って生じるごみは、既存の許可業者において適正処理が可能であることから、新規許可は、原則実施しない。

- (エ) 適正処理困難物 排出者が各自、当該品目の製造、販売又は処分を行っている業者に回収を依頼する。

イ 処分の方法

(ア) 中間処理の方法

- A 燃やせるごみ
- a 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物 清掃工場に運搬し、焼却処理をする。
  - b 事業系一般廃棄物（一部） オリックス資源循環株式会社寄居工場（埼玉県寄居町）などの民間処理施設に運搬し、ガス化溶融による発電並びにスラグメタル及び金属水酸化物を生成するなどして処理する。または、桐生市清掃センター（群馬県桐生市）に運搬し、焼却後再資源化する。
- B 燃やせないごみ 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、破碎処理をし、資源を回収する。資源回収後の残さは、清掃工場に運搬し、焼却処理をする。
- C 資源
- a 容器包装プラスチック・製品プラスチック 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。選別後に発生した残さは、清掃工場に運搬し、焼却処理をする。また、必要に

応じてオリックス資源循環株式会社寄居工場などの民間処理施設に運搬し、ガス化溶融による発電並びにスラグメタル及び金属水酸化物を生成するなどして処理する。

- b ペットボトル 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
- c あき缶類 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
- d あきびん類 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
- e 新聞・折込チラシ 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
- f 段ボール・茶色紙 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
- g 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
- h 古布 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
- i せん定枝 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、チップ化する。
- j スプレー缶 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
- k 食品関連事業者が排出する資源化対象の生ごみ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）に規定する登録再生利用事業者等の資源化処理施設などに運搬し、たい肥又は飼料の原料とするなどして処理する。

D 有害ごみ 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、分別したのち、専門業者に処分を委託する。

#### E 粗大ごみ

- a 再利用可能なもの 全量を総合リサイクルセンターに運搬したのち、公益社団法人立川市シルバー人材センターに引き渡す。
- b 再利用不可能なもので可燃性のもの 全量を清掃工場に運搬し、破碎処理ののち、焼却処理をする。
- c 再利用不可能なもので不燃性のもの 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、破碎処理の後、資源を回収する。資源回収後の残さは、清掃工場に運搬し、焼却処理をする。

#### (4) 最終処分の方法

##### A 焼却残灰

東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に運搬し、エコセメント化する。

- B 有害ごみ 専門業者に処分を委託する。
- C 回収資源
  - a 容器包装プラスチック 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第2条第6項に規定する分別基準適合物を、同法第21条第1項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）に処分を委託する。
  - b 製品プラスチック 資源再生業者に売却処分する。
  - c ペットボトル 指定法人に処分を委託する。
  - d あき缶類 資源再生業者に売却処分する。
  - e あきびん類 資源再生業者に売却処分するか、又は指定法人に処分を委託する。
  - f アルミ類及び鉄類 資源再生業者に売却処分する。
  - g 紙類及び布類 資源再生業者に売却処分する。
  - h せん定枝 一定期間熟成した後、市民、農家等に頒布する。
  - i スプレー缶 資源再生業者に売却処分する。

(2) し尿及び浄化槽汚でい等

ア 収集及び運搬の方法

(ア) し尿

A 一般家庭から排出されるもの 申込みがあった戸別に、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

B 事業者から排出されるもの あらかじめ届出のあったものを、一般廃棄物の収集の許可を受けた業者が戸別に収集及び運搬をする。

(イ) 浄化槽汚でい等 申込みがあった戸別に、一般廃棄物の収集の許可を受け、浄化槽清掃の許可を受けた業者が収集及び運搬をする。

イ 処分の方法 立川市錦町下水処理場に運搬し、処理水で希釈処理をする。

(3) 動物の死体

ア 収集及び運搬の方法 あらかじめ届出のあったものを、随時、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が戸別に収集及び運搬をする。

イ 処分の方法 全量を清掃工場に運搬し、保管したのち、専門の業者に焼却処分を委託する。

5 発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

ア 発生量の見込み 40,271トン

(ア) 一般家庭から排出されるもの

A 燃やせるごみ 19,113トン

B 燃やせないごみ 2,274トン

C 資源（ごみ） 12,604トン

D	粗大ごみ	1, 385トン
E	有害ごみ	70トン
	計	35, 446トン
(イ)	事業者から排出されるもの	
A	燃やせるごみ	4, 378トン
B	燃やせないごみ	79トン
C	資源(ごみ)	226トン
D	粗大ごみ	142トン
	計	4, 825トン
イ	処理量の見込み	43, 806トン
(ア)	中間処理量	
A	焼却量	27, 090トン
B	資源回収量	13, 144トン
C	その他	37トン
	計	40, 271トン
(イ)	最終処分量 焼却残灰	3, 398トン
(2)	し尿及び浄化槽汚でい等	
ア	発生量の見込み	
(ア)	し尿	220キロリットル
(イ)	浄化槽汚でい等	100キロリットル
	計	320キロリットル
イ	処理量の見込み	
(ア)	し尿	220キロリットル
(イ)	浄化槽汚でい等	100キロリットル
	計	320キロリットル
(3)	動物の死体	
ア	発生量の見込み	650体
イ	処理量の見込み	650体
6	廃棄物処理施設の能力	
(1)	ごみ焼却処理施設(単独処理施設)	
	立川市清掃工場	
	処理能力	280トン/24時間(90トン/24時間×2基、 100トン/24時間×1基)
(2)	不燃ごみ及び資源処理施設(単独処理施設)	
	立川市総合リサイクルセンター	
	処理能力	73トン/日(5時間)
	処理能力内訳	
	ア 不燃ごみ及び粗大ごみ	10トン/日(5時間)



イ	容器包装プラスチック、製品プラスチック及びペットボトル	40トン／日（5時間）
ウ	缶類	10トン／日（5時間）
エ	カレット	13トン／日（5時間）

(3) せん定枝資源化施設

立川市総合リサイクルセンター内に設置

処理能力 3トン／日（5時間）

(4) 最終処分施設（共同処理施設）

東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設

処理残さ 埋立容量 250万立方メートル

焼却灰 エコセメント化施設 300トン／24時間

(5) し尿処理施設

立川市錦町下水処理場において処理水で希釈処理

処理能力 4トン／日（8時間）

7 市民及び事業者の協力義務

(1) 市民の協力義務

ア 排出抑制

イ 分別排出の徹底

ウ 集積場所の清潔の保持

エ 再生品の使用及び不用品の活用

オ 地域集団回収への積極的参加

(2) 事業者の協力義務

ア 排出抑制

イ 自己処理及び分別排出の徹底

ウ 長期的に使用可能な製品の開発及び修理・回収体制の確保

エ 再生資源及び再生品の活用

オ 過剰包装の抑制

カ 事業用大規模建築物における減量及びリサイクルの推進

8 収集又は運搬の禁止等に係る基本的事項

(1) 条例第30条の2第1項に規定する所定の場所は、4(1)ア(イ)Fに定める場所とする。

(2) 条例第30条の2第1項に規定する市長が指定する者は、市から紙類、布類、あき缶類、あきびん類その他本計画に定める資源の収集又は運搬業務を受託した者とする。

(3) 条例第30条の2第1項の規定による収集又は運搬の禁止の対象となる資源は、3(1)ウ(ア)から(ケ)までに定めるものとする。